

長野県では、オミクロン株の特徴を踏まえ、社会機能を維持しながら県民の皆様の命と健康を守るため、保健所における濃厚接触者の調査・特定及び行動制限等について、当面の間、以下のとおりとします。

① 陽性者の同居者

- 保健所が濃厚接触者を特定し、健康観察・外出自粛等を要請
 - ✓ 濃厚接触者は陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）の翌日又は感染対策を講じた日の翌日から7日間待機^{※1,2}
- 原則、濃厚接触者のうちハイリスク者^{※3}及びハイリスク施設職員に対し行政検査を実施



② ハイリスク施設（医療機関、高齢者・障害者施設等）

対象施設は裏面

- 保健所が濃厚接触者を特定し、健康観察・外出自粛等を要請
 - ✓ 濃厚接触者は陽性者との最終接触日の翌日から7日間待機^{※2,4}
- 濃厚接触者に対し行政検査を実施



③ 保育所、幼稚園、小学校等

対象施設は裏面

- 施設・学校等の協力の下、保健所が濃厚接触者を特定
- 施設・学校等から濃厚接触者へ健康観察・外出自粛等を依頼
 - ✓ 濃厚接触者は陽性者との最終接触日の翌日から7日間待機^{※2,4}
- 原則、濃厚接触者のうちハイリスク者^{※3}、ハイリスク者と同居している者、ハイリスク者が在籍する特別支援学校に対し行政検査を実施^{※5}



④ 事業所等（②、③除く）

- 原則、保健所による濃厚接触者の調査及び外出自粛等の要請は実施しない（集団感染の発生時等は、必要に応じて保健所による濃厚接触者の調査や行政検査を実施）
- 陽性者が確認された事業所等には自主的な感染対策を要請
 - ✓ 陽性者と接触があったことのみを理由として出勤を制限する必要はないが、抗原定性検査キットによる自主検査等を推奨
 - ✓ 陽性者と接触があった方は、最終接触日の翌日から7日間はハイリスク者^{※3}との接触、ハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食やイベントを控える
 - ✓ 感染対策を行わずに陽性者と飲食をした場合等は、出勤を含む7日間の外出自粛の感染拡大防止対策の実施等



※1 新たに別の同居者の陽性が確認された場合は、改めて待機期間を設定する

※2 4日目と5日目に抗原定性検査キット（薬事承認されたものに限り）で陰性の場合、5日目に待機解除が可（保健所へ待機解除の連絡は不要）

※3 ハイリスク者とは高齢者や基礎疾患を有する者など、感染した場合に重症化リスクの高い者をいう

※4 毎日の検査等により待機期間中の業務への従事が可（要件の詳細は裏面を参照）

※5 休園が困難な保育所等の職員には抗原定性検査キットを配付

- 陽性者と接触した方は、最終接触日の翌日から7日間は、感染リスクの高い場所の利用や会食等を控え、特にハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問を控えるようお願いいたします。
- また、検温等自身の健康観察に努め、症状が現れた場合は速やかに医療機関を受診してください。

高齢者施設等に該当する施設

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

※通所・訪問系の事業所については、入浴介助・食事介助などの接触状況等に応じて対象とします

障害者施設等に該当する施設

障害者支援施設、共同生活援助事業所、重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合のみ）、福祉ホーム、短期入所事業所、療養介護事業所、宿泊型自立訓練事業所、障害児入所施設

※通所・訪問系の事業所については、入浴介助・食事介助などの接触状況等に応じて対象とします

保育所、幼稚園、小学校等に該当する施設

保育所（地域型保育事業所、認可外保育施設含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、放課後児童クラブ

上記施設において、濃厚接触者が待機期間中に業務に従事するためには、次の要件を満たす必要があります

- 他の職員による代替が困難な職員であること
- 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施済みで、3回目接種後14日間経過した後※1に陽性者と接触があり、濃厚接触者に特定された者であること
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査（PCR検査等）又は抗原定量検査※2により検査を行い、陰性が確認されていること
- 濃厚接触者である当該職員の業務を、施設の管理者（施設長、園長、校長等）が了解していること

※1 2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後も可

※2 当該検査による実施が困難な場合は、抗原定性検査キットでも可

